山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成26年8月6日(水)13:30~17:00

会議出席者

< 環境影響評価等技術審議会委員 >

石井委員、片谷委員、工藤委員、坂本委員、佐藤委員、鈴木委員、高木委員、田中委員、角田委員 早見委員、福原委員、湯本委員

<事業者>

大月バイオマス発電(株) 代表取締役 有坂氏

(株)環境研究センター 代表取締役社長 片野氏、

環境事業部 事業部長 三浦氏、課長 北坂氏、課長 勝間氏、 主任 飯村氏

(株)大林組 技術本部ビジネス・イノベーション室 副部長 末永氏、長瀬氏 同室 プロジェクト2課 課長 阿山氏、副課長 萩原氏 エンジニアリング本部 環境施設エンジニアリング部 上級主席技師 浅葉氏 エンジニアリング本部 環境施設第2課 担当課長 名倉氏

<事務局>

山梨県森林環境部 山口参事

森林環境総務課 河西課長補佐、土橋副主幹、渡邉主任

次第

- 1 開会
- 2 森林環境部参事あいさつ
- 3 議事

議題 1 大月バイオマス発電事業 環境影響評価準備書

議題2 その他

4 閉会

資料

資料 1 環境影響評価準備書手続の状況

資料2 関係市長の意見

資料3 知事意見(素案)

資料4 意見整理表

資料 5 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録(平成 26 年 4 月 8 日開催)

1 開会

河西課長補佐

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

河西課長補佐

それでは、お手元に配布しております次第に従いまして進めさせていただきます。まず始めに、山口 森林環境部参事より、ごあいさつ申し上げます。

山口参事

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題となる案件は、大月バイオマス発電事業に係る準備書でございます。大月バイオマス 発電事業の案件につきましては、前回の審議会及び関係市長からの意見等を踏まえて作成した、知 事意見の素案についてご審議いただきます。

限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

3 議事

河西課長補佐

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本日は、15名の委員のうち、12名の出席をいただいており、2分の1以上の出席が得られましたので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に基づき、本審議会が成立することができる旨、ご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、委員名簿、 報道発表資料。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

続いて、当審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様への留意事項を申し上げます。会議開催中は、 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と賛否を表明しないこと。

騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。御協力をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第 47 条第 10 項に基づき、会長が務めることになっておりますので、片谷会長、議事進行をよろしくお願いします。

片谷会長

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度

の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでご確認をお願いします。「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願います。

本日の議題であります、「大月バイオマス発電事業 環境影響評価中間報告書」については、事業の検討状況などについて、事業者から説明いただいた後、事務局が取りまとめた知事意見(素案)について説明いただき、意見交換を行います。

なお、希少動植物に係る部分については、後程まとめて非公開で審議を行います。

議題 1

片谷会長

それでは議題1にはいります。

以上、ご協力をお願いします。

まず、これまでの手続きの状況について、事務局から説明願います。

土橋副主幹

事務局から説明させていただきます。

資料1をご覧ください。これまでの手続きの状況を説明させていただきます。

事業者は、大月バイオマス発電(株)です。

事業名称は大月バイオマス発電事業で、対象事業の種類は工場又は事業場の建設事業で、条例の第二分類事業になります。事業の規模は1時間当たりの燃焼に係る燃料中の炭素量6,000kg以上です。

関係地域は、大月市、都留市、甲州市になります。関係市長の意見は資料2にまとめてあります。

これまでの手続きでございますが、平成 24 年 1 月から 2 月にかけて方法書の縦覧が行われ、その後知事意見を 5 月 18 日に提出しております。

その後、事業者において現地調査が実施され、本年3月17日から準備書手続きが開始されております。 準備書の縦覧は、3月17日から4月16日まで実施し、意見の提出期限は4月30日まででしたが、この 期間に意見は事業者に提出されませんでした。見解書に相当する書類が5月22日に提出され、住民等の 意見がない旨の報告をいただきました。公聴会については、条例の規定により開催しませんでした。関 係市長の意見については、6月24日から7月7日にかけて意見を提出していただきました。

関係市長の意見の主だった部分について説明させていただきます。準備書手続きをしっかりやっていただきたいということ。苦情等が出た場合には原因究明と適切な措置を講じること。事後調査等を確実に実施していただいて、住民に不信感を持たせないこと。放射性物質に対する状況についてはしっかり把握しておいていただきたいということが出ております。その他、交通に関する部分、煙や悪臭について注意していただきたいという意見が3市から出ております。

技術審議会のこれまでの検討状況です。4月8日に第1回の審議会を開催いたしました。その後、5月20日、30日、6月5日に委員の皆様に現地の確認をしていただきました。本日8月6日が第2回目の審

議会になります。今後は、9月5日に審議会を開催する予定です。知事意見の期限は9月18日になっておりますので、それまでに意見を取りまとめることになっております。

片谷会長

何か今の経過説明についてご質問等あれば受け付けますが、ありますか。ないようですので、次に進めさせていただきます。

本件については、事業計画等について若干不確定な部分がある状況のまま進んできておりますが、その後事業者側においていろいろな検討が進んだ部分があるようでして、一部計画の変更の部分もあるようですので、前回の審議会以降どのような検討が行われてきたのか等の点について、事業者から説明をいただきたいと思います。では、事業者から説明をお願いいたします。

事業者 有坂氏

大月バイオマス発電の有坂です。

ご説明の前に、審議会に参加させていただいている方たちの紹介をさせていただきます。

環境影響の実測調査を行っております、環境研究センターの方々5名です。

後ろに座っていただいているのが、本事業のエンジニアリングアドバイザーをお願いしている大林組 になります。よろしくお願いいたします。

本日は、以前より高効率かつ環境負荷の少ないプラントの選定を行ってまいりましたが、具体的な仕様が明らかになってきましたので、提出しております準備書との変更点についてお手元の資料により説明したいと思います。お手元にあるプラント選定における準備書内容との対比一覧表についてご覧ください。

事業規模について、説明させていただきます。

工場の敷地面積は準備書の数値が19,275m2で計画案でも変更はございません。

発電方式ですが、準備書では循環流動層ボイラーとなっておりましたが、バブリング流動層ボイラー に変更になりました。

排ガス量については、準備書が 90,850Nm3/h を上限とした数値であるのに対して、各プラントメーカー等へのヒアリングによりますと、90,850Nm3/h は十分に下回る数値で設計していただけることを確認しております。今回のアセスに係る要件となる炭素量については、準備書では 5,130kg/h から 6,000kg/h 以上という範囲で予測をしておりましたが、燃料の増加がありましたので、炭素量の再計算いたしました。計画案では、6,000kg/h 以下の 5,843kg/h となりました。これについては、方法書及び準備書で想定していた炭素量以内であるため、規模要件の変更はありません。使用燃料の変更について、準備書では生木屑チップとヤシ殻を時間当たり 16,660kg/h 燃焼させる予定でしたが、今回の計画では、生木屑チップのみ 20,300kg/h に変更となりました。計画当初、カロリー調整、予備燃料としてヤシ殻燃料の使用を検討していましたが、国内、地域材で燃料調達が十分確保できること、また乾燥材(バーク、剪定枝)を使用することによりカロリー調整が不要であることが確認できたため、燃料構成を変更しました。

変更により、発電出力が 11,500kW でしたが、変更後には 14,000kW に効率が上がっております。これはプラントの効率が上がっているため、発電出力が上がりました。

施設計画については、蒸気タービン発電機棟は高さ 15m の予定でしたが、変更後は 17m に少し高さが

上がります。ボイラー支持架台構が、高さ 24m の予定でしたが、高さ 29m、5m ほど高くなっております。 材料受入棟については、高さ 15m の計画でしたが、変更後は高さ 26m、面積は減っております。材料は密 閉性の高いサイロ方式に変更する予定です。保管庫のサイロ方式の採用、ボイラー及びタービン室の大 型化による影響については、背景になじむ配置、色彩を検討いたします。

プロジェクターで映しているのが、計画地の写真でして、用意できる写真をお示ししております。事業者としては、背景になじむ配置、色彩を検討していきます。

燃料が増えることにより、1日の搬入車両予定台数が増加します。準備書では35台で予定していたものが、計画案では45台に10台ほど増加する予定です。トレーラーについても、4台から5台に1台増える予定です。

取水排水計画について、説明させていただきます。準備書では、井戸1か所36m3/日、A沢1か所36m3/日を計画しておりましたが、沢水を多く使用しないように、井戸の試掘を計画しております。A沢の使用量は、渇水期の36m3/日以下、豊水期は流量の30%以内の計画となっております。こちらについては、エンジニアリングアドバイザーの大林組から説明をしていただきます。

事業者 浅葉氏

大林組の浅葉と申します。

お手元に配布した A3 資料に給排水フローを用意しております。

水関係のマテリアルバランスということで、ボイラーメーカー数社からの情報及び現地調査資料を考慮して、検討段階ではございますが、固まっている内容をご説明申し上げます。

基本的には準備書よりもプラント全体の使用量が増加しております。それについては、先ほどご説明申し上げましたが、効率の良いボイラーを使用すること、井戸水の水質をボイラーメーカーの仕様に照らし合わせた場合に、多少水質が合わないということで、ブロー水や使用量が増えているところでございます。

資料の右側をご覧ください。取水方法ですけれども、A 沢平面図をご覧ください。準備書段階では の排水地点とし、 地点を取水地点としておりました。左側にスケッチがございますが、堰を新設して、そこからパイプで敷地内に引き込む計画としておりました。しかし、沢の環境保全を考えた場合、事業者から複数案の検討を行うようにと指示されております。フロー図をご覧いただくと、真ん中から右側の所に放流監視槽がございますが、この部分でプラントからの排水をすべて受けることとしております。受けたものをポンプで放流する際には、72m3/日を時間一定量でポンプをコントロールして放流し、排水先は 、A 沢平面図の橋の近くに放流する計画でございます。もう1案は、 地点の取水位置まで排水地点をあげる案、つまり取水した分その下流側で排水を放流してあげるということで、 の取水口からの排水口までの間の水量を保とうという考え方でございます。もう1案検討しているのが、第3案として取水口と排水口を離すのではなく、 の地点に設置して取水と排水を離さないことにより、A 沢への影響域が少なくなるという案も並行して検討しております。以上でございます。

事業者 有坂氏

プラント変更案に関する説明は以上でございます。

片谷会長

それでは、今ご説明いただいた部分について、ご質問等のご発言を承りたいと思います。

鈴木委員

変更に伴い、建屋等の形態又は容積の変更はありますか。

事業者 浅葉氏

トータルではありません。

ただし、燃料保管庫については、サイロ方式にしたことにより、建築面積的には小さくなる方向でございます。トータルとしますと、敷地面積に対する全体建物の割合は小さくなっております。

片谷会長

面積としては、等しいか縮小傾向であるけれども、高さについては従来の計画より少し高くなると。 特にサイロは縦に長いので結構高い建物になっているというのがこの数字から読み取れることだと思い ます。

面積としては、確かに小さくなっているということかと思います。

ただ、高くなりますので、景観には変化があると思います。

石井委員

ボイラーの支持架台の高さが29mというと、10階建ての建物位の大きさになります。そうすると、前に示していただいた図とだいぶ違うような気がしますが、このあたりを具体的にどのようにおさめるのか、またレイアウトにどのくらい自由度があるのか。どういうことかというと、背景となっている山のラインと建物の高さ関係の変化を合わせることができるのか。そういったことを教えていただきたい。もう一点、高効率ボイラーという説明がありましたが、高効率という意味が分かりません。事業規模の所で、燃料が約122%で出力が122%増加しており、燃料増加率に対して出力の増加率がほぼー緒ということですので、何をもって高効率といっているのか教えていただきたい。

事業者 浅葉氏

まず高効率ボイラーについてご説明します。

準備書段階のボイラーの数字は、メーカーの平均的な数字で約23%程度のボイラー効率で設定しておりました。準備書から2年程度かかっておりますが、昨今バイオマスボイラーについては、メーカーにより熱回収等に改良がくわえられており、現在予定しているメーカーにはボイラー効率28%で計画するように指示しており、それに対し各メーカーはこの燃料であれば問題ないということで、準備書段階よりも熱効率のよいボイラーシステムを採用するということでございます。

次にボイラーの高さでございますが、高さの取り方でございますが、当初予定していたボイラーメーカーでは、一番上にタンクが乗ります。そのタンクの中心部の高さで入れておりまして、これについては、準備書 p1-3 に断面図を示しております。この一番上部は蒸気用の給水タンクでございますが、その

高さは約24mということで事業者が記載したと聞いております。今回使用するバブリング方式のボイラーメーカーについては、三社とも基本的にはすべて建物と同様の鉄骨を組み、鉄骨の中にボイラーや釜を吊るすような構造物になります。今回の29mの高さは、このタンクのてっぺんを抑えた数字になっております。よろしいでしょうか。

石井委員

ボイラーを全部建屋の中に入れるということですよね。

事業者 浅葉氏

建屋というよりも、鉄骨構造体です。建屋ではございません。 中身のものはすべてむき出しになります。

石井委員

そうすると、前回準備書で絵を描いてもらったものとはだいぶ違ってくるということでしょうか。

事業者 浅葉氏

いえ、ボイラーは全く同じようなものになると思います。私どもがイメージしているのは。

片谷会長

準備書段階では、まだそういう細かい形態まで記載されておらず、箱が置いてあるようなモンタージュ写真でした。今ご説明いただいた資料の最後のページにモンタージュがあり、これもボイラー部分は箱のようになっていますが、ここに鉄骨を組んでその中にボイラーがはまっているような形態になるということでよろしいでしょうか。

事業者 浅葉氏

そうでございます。メインのボイラーの釜については、四角い箱のようなものでございますが、その 周りを構成する配管は保温で囲まれた太いパイプが並ぶようなイメージでございます。

石井委員

そうすると、他の所も鉄骨で組んで装置はむき出しというのが基本でしょうか。蒸気タービン発電棟 や、サイロなど。

事業者 浅葉氏

サイロは、タンクのような形態で、むき出しです。

石井委員

そうすると、だいぶ前の話と違うような気がします。

高効率の話は、回収率が28%というのは良いですが、それでは発電出力を上げたのは何か意図がある

のでしょうか。もともとの発電出力のまま高効率ボイラーにして、全体を小さくするということにはい かなかったのでしょうか。

事業者 浅葉氏

これは事業者さんのご判断で、事業性を高めるためと伺っております。

片谷会長

先ほどのご説明で、色彩は検討中ということですから、モンタージュに記載されているのは仮の色彩で、今後むき出しの部分を含めて何等かの景観に配慮した塗装が行われるという理解でよろしいでしょうか。

事業者 浅葉氏

事業者さんから、景観に対しては配慮するようにと指示を受けておりまして、現在図にも説明を記載しておりますが、私どものデザイナーで検討しており、タンク及びサイロは山側ですので、これについては、山側になじむような配色を検討しております。前の建物関係については、私どものデザイナーとしてはタービン建屋及び復水器は、逆に際立たせることで後ろのサイロやボイラーが目立たないようにするという、一つのアイデアでございます。そのほかに、前面の建物は箱ばったものになっておりますが、これらは山の形、曲線に合わせた、曲線の建物のデザインも考えております。色使い、形その辺を含めて数案作って、事業者さんに確認いただき、次の審議会までにはある程度のものは準備したいと考えております。

片谷会長

他の質問を承ります。

計画が煮詰まることにより、数字の上ではいくつかの変更点が出てきましたが、事業者さんの判断では、準備書の記載内容が覆るような変更ではないと判断されているということですね。

事業者 有坂氏

アセスの規模要件で炭素量の基準がありまして、第二分類事業に該当するということでしたが、今回再計算すると 5843kg/h ということで、当初予定していた 5130kg/h ~ 6000kg/h の範囲に入っておりましたので、いかがなものかということをお聞きしたくて提出させていただきました。

片谷会長

排ガス量が増えないという数字ですので、例えば大気について言うと、影響が増えることはないということになると思いますが、他の予測評価項目にも関わるところがあるかと思いますので。また給排水についても今もなお検討中の部分があるということでございますけれども、従来から沢水に対する影響についてのご質問はいくつか出ていたと思います。その辺について、今ご質問があれば受け付けたいと思いますが、いかがでしょうか。

角田委員

計画案を見させていただくと、準備書では、水の排出量が 28.8m3 ですが、それに対して変更後の計画では 72m3 になっており、大きな変更になっています。これは大きな変化で、先ほど 3 案ほど排水方法を示されました。ここはいかがでしょうか。

片谷会長

排水量が増えることについて、マイナス面はないのかという趣旨のご質問だと思いますが、いかがで しょうか。

事業者 浅葉氏

基本的な検討の主旨ですが、プラントを経済運転するという観点から算出された数字でして、主に環境保全の面から特に水質について、準備書段階で考えていたよりは環境にやさしいものと考えております。具体的には、当初中和薬剤として塩酸と苛性ソーダを利用することしておりましたが、これを二酸化炭素を用いることにより環境への負荷を低減しております。

冷却塔やボイラーで使用する水に添加するさび止めあるいはスケール防止剤は、昨今環境にやさしい 添加剤が開発されておりますので、現在検討中でございます。水量的には増えておりますが、水質面で は準備書よりも環境負荷の少ないようにという設計方針で考えております。

角田委員

排水温度は今まで通りということでよろしいでしょうか。

事業者 浅葉氏

排水温度についても、準備書時点で 20 度としております。計画では井戸水を使用しますが、井戸水の温度は 16 度前後で年間落ち着いておりますので、この水をボイラーから出てくるブロー水、これが 140 度くらいの高温ですので、自然の空気で冷却したのち、さらに井戸水の温度でクールダウンすると。 クールダウンしたものを放流層に一時貯留しまして、全体の排水を混ぜてある程度の温度にさまします。その温度が 20 度を超えた場合には、センサーにより放流監視槽に設置した冷却器を稼働して強制的に冷却して 20 度以下になるようにコントロールした水を放流するように考えております。

片谷会長

事務局に確認ですが、本日は準備書のタイミングとしては知事意見を検討する段階でありますが、この段階での計画変更は、手続き的には問題ないということでしょうか。

土橋副主幹

まず、事業内容について、具体的になったということもありますので、条例の手続きとしては変更届を提出していただきます。予測内容が変更になるのかという点と、今後評価書で変更していくということも考慮する中で、今後の取扱いを整理することになりますが、こういった部分について、比較検討の複数案として出していただくことが大事かなと思っております。

片谷会長

手続き的には事務局から説明があったような対応になるということでございます。

それでは、この資料に対する説明及び質疑については、一旦ここで終了させていただきます。

事業者さんから他にも資料が提出されておりますが、こちらは説明いただいて質疑を行うように提出されているものでしょうか。

事業者 飯村氏

環境研究センターの飯村と申します。

環境影響評価の結果への影響という資料についてご説明いたします。

表と裏で、公害系と自然環境系への影響を整理しております。

まず、この表の説明をいたします。項目が一番左にありまして、変更数量の割合という部分が、事業者から提供していただいた変更前と変更後の数値の比較です。その隣の欄が環境影響に対する負荷の割合という欄がございますが、こちらは変更に伴う負荷の変更の割合を示しております。

上から説明いたしますが、建設機械の稼働や工事中の運搬等の車両についてですが、工事規模及び面積に変更がないと記載しておりますが、先ほどの説明で縮小という説明がありましたので、縮小するということは、建設機械の稼働台数や運搬車両台数は減る方向にありますので、事業の変更となっても、環境影響への負荷は、変更前の予測値を超えることはないということでございます。

大気汚染の項目で、発電所の稼働についてですが、排ガス量が 90,850Nm3/h から 8,5000Nm3/h に減るということで、減る傾向にありますので、こちらも環境影響に対する負荷は減るということになります。

稼働時の運搬車両について、変更前が78台であったものが100台に増加するということです。増加率としては28%の増加になります。しかし、国道20号の車両台数内に組み込むと、9,409台から9,431台と増加率は0.2%程度であるということですので、増加の割合としてはかなり低いので、プラスという評価をいたしました。

悪臭については、サイロ式に変更するということで、施設の見取り図を確認いたしますと悪臭用にバグフィルターを設置したり、サイロ式なので投入した順に下から燃料を使用する形になりますので、サイロ内に燃料が残って、腐ったり悪臭を発生することは減る傾向にあると思いますので、そういった面で環境影響に対しては負荷がないということで、「-」を記載しております。

騒音、振動に関しましては、建設機械の稼働と運搬車両に関することですけれども、大気の所と同様 に、影響は低くなるということで「 - 」で示させていただきました。

騒音、振動の項目で発電所の稼働についてですが、これについては実際の数値は現時点ではわかりませんが、変更前の予測値を超えることがないように設計していくということで、「-」で示しております。

田中委員

時間がかかりそうですので、影響が悪くなる部分を中心に説明願います。

片谷会長

そうですね。今大気の部分で代表的な項目として減る項目は説明していただきましたので、それと同じものは省略していただいて、増える項目のもののみ説明をお願いいたします。

事業者 飯村氏

分かりました。

騒音・振動の項目の稼働時の運搬等車両についても、先ほど説明した大気の項目と同様ですので、省略させていただきます。

次に水質汚濁・水象の項目ですが。笹子川を対象としてみた場合ですけれども、排水量が 28.8m3/日 から 72m3/日に増加するということですが、笹子川の流量自体がかなりありますので、渇水期における流量で予測しても、増加量としては 0.2%の増加ですので、影響は軽微であるということで「+」と表記させていただきました。

A 沢を対象として検討した場合ですが、渇水期での比較では、排水後の A 沢の流量が 148.3m3/日だったものが 191.5m3/日になりますので、量が増えるということで「++」と評価いたしました。笹子川までの距離が短く、すぐに流量が多い笹子川と合流するということで、A 沢自体へ与える影響というのも面積的にも少なくなりますし、A 沢の短い区間の生物の生息に及ぼす影響も範囲が短いので問題はないのではないかと考えております。当初心配されていた、取水後に A 沢が枯れるのではないかという質問に関しても、取水量は変更前も変更後も変更はありませんが、A 沢の渇水期の流量で 155.5m3/日ありますので、そこから 36m3/日取水しても枯れることはないということは、計算の上で証明できました。

その他に増加する部分といたしまして、燃料投入量が増えますので、それに伴って廃棄物の量が増加します。当初の廃棄物量から変更後の廃棄物量は計算中で、不明でありますので、増加量については「++」と評価いたしました。実際の環境影響としては、廃棄物のリサイクルや受入先業者はある程度確保しているということで、軽微な増加になるだろうということで「+」と評価いたしました。

大気汚染物質で、稼働時の運搬車両に関する部分で増加することがありますが、こちらは最初に説明 した大気汚染と同様の考え方ですので、省略いたします。

一番最後の温室効果ガスに対する評価ですけれども、発電量が増加するということで、数量としては「++」と評価いたしましたが、発電量の増加に伴い、本事業による温室効果ガスの排出量と電気事業者による同規模の発電事業における排出量はともに増加するが、割合でみると、電気事業者の排出量に占める本事業の排出量は小さくなり、結果的に削減量は大きくなります。

事業者 勝間氏

環境研究センターの勝間と申します。自然環境系の説明をさせていただきます。

計画変更した際に、環境影響に対する負荷がどれだけあるかということですが、動植物や生態系については、公害系のように数字で説明できないので、こちらに関しては、、、×ということで評価いたしました。

一番環境影響に対する負荷が多いと考えられる水生生物だと思いますが、排水量が多くなるということで、変更数量は増加するということで×を付けました。一方、排水量は増加しますが、先ほど説明がありますように、環境にやさしい添加剤を使用し、水質は維持するとのことですので、水生生物に対す

る影響は軽微であると評価いたしました。

生態系も同様ですが、排水量が増加するということで変更数量は×を付けましたが、先ほどと同じ理由で環境影響に対する負荷については と評価しました。

他は、日照阻害と景観・風景ですけれども、計画が変更になるということで、建物自体が準備書とまったく異なるということで にいたしました。煙突高さが35mで計画変更前と同じであり、他の施設もそれ以上の高さにならないということで、日照阻害に対する影響は軽微であると判断しました。景観・風景についても日照阻害と同様の理由で影響は軽微であると判断しました。

人と自然との触れ合い活動の場ですけれども、笹子川の釣り客が多いという調査結果になっておりますので、それに対して排水量の増加による影響があるのではないかということで、変更数量の部分は×にしましたが、水質を維持するということで、環境影響に対する負荷の割合は 、軽微になると判断しました。

= 非公開部分に係る説明 =

片谷会長

事業者から説明いただく内容は以上でよろしいでしょうか。

事業者 北坂氏

環境研究センターの北坂と申します。

前回の審議会において景観について、前回の審議会で審議されませんでしたので、こちら側の対応と して準備書の計画におけるモンタージュを作成しましたので、簡単に説明させていただきます。

事業者 勝間氏

配布した自然環境系の資料をご覧下さい。

目次で言うと自-102 から 106 に記載しました。こちらは準備書の該当部分をアップデートしたものを 掲載しております。調査方法や調査地点など基本的なところは、準備書に記載された地点と同じですが、 準備書に示したモンタージュの質が低かったということで、修正いたしました。

モンタージュは、準備書の設計図をもとに作成しております。煙突高さが35m、50m、70mということで複数案のモンタージュを作成しました。

石井委員

せっかく説明していただいておりますが、先ほど大林組さんが説明した計画と全然違いますよね。 ボリュームが違いますので、これを説明していただいても意味がないと思います。

事業者 北坂氏

事業計画が確定した段階で、同様な形で提出したいと思います。

片谷会長

変更前の事業計画に基づくモンタージュであるということです。

それでは、これで審議しても意味があると思えませんので、次回までに用意していただくということで、お願いします。

福原委員

確認ですが、モンタージュの背景の杉などの写真がありますが、異様に背丈が高く見えます、建物が小さく見えますが、縮尺は同じでしょうか。

事業者 勝間氏

比率は違います。

福原委員

人工物が自然の中で小さく見えるような感じがしますので、そのような誤解がないよう、調整していただきたいと思います。

片谷会長

このモンタージュはおそらく色彩の検討のために作成しているので、スケールに忠実でないように見えますので、やはり景観への影響を見る上では、スケールが重要なので、実際のスケールで作成していただくようにお願いします。

事業者 有坂氏

変更後はスケールに配慮したものにしたいと思います。

片谷会長

これはペンディングにします。

それでは今ご説明いただいた計画変更に伴う影響の変動に対する事業者としての見解、

ご専門の分野ごとに意見がありましたらお願いいたします。

角田委員

地盤沈下のところで、理由のところに「変更前の井戸は 1 本で、変更後が 4 本になり、その影響はマイナスで変わらない」となっており、下側には、影響がないことを確認しましたとありますが・・

片谷会長

確認いたしますと記載されておりますね。

角田委員

これから確認するということですね。この確認結果を見ないと影響が増えるのか減るのかは言えないですね。

それから井戸の位置はどこにあるのでしょうか。

片谷会長

井戸のポイントは決まっていますか。

事業者 有坂氏

現在、ボーリング会社と掘削位置を調整中です。月内には調査を実施し、来月の審議会には結果を提出したいと思います。

片谷会長

取水後にどのような影響が出るのかというのは、事後調査の範囲ですので、事後調査の中に盛り込んでいただくということでお願いいたします。

結論としては、いづれの項目についても減る方向、若しくは増えるとしても軽微であるという結論になっているかと思われますが、何か追加の補足調査等はよろしいでしょうか

もちろん評価書段階では最新の計画で記載していただくことになりますけれども、特に結論が変わらないということについてはよろしいでしょうか。

福原委員

直接ではなく、もう少し広げてご質問というか、考え方をお伺いしたいのですが、騒音や振動、低周波について、建設時と異なり実際に運用が始まったら、あのような自然環境の中で見る時に、一般的には騒音や振動は、時間率の90%レンジの上端値であるとか、等価騒音レベルとかそういう評価を行っておりますが、設備が運用された時にはそういった評価とは違った視点で、暗騒音でいう値そのものが全体として上側にいく可能性が起こるのではないかと思います。そういった検討は少しはされているのか。環境基準や規制基準で言う数値の低い方のレベルが上がっているけれども、評価値そのものは変わらないということが出てくる可能性がありますが、その辺の見解をお願いします。

事業者 浅葉氏

今日は音の専門家が来ておりませんが、おっしゃる通り、環境基準だけなく特に低周波については耳障りという意見もいただいておりますので、今回プラントメーカーが決まれば過去事例もあると思いますので、そういった情報も収集した上で報告したいと思っております。

片谷会長

騒音振動に限らない話ですが、もともと環境面で負荷の小さい、環境に優れたエリアであれば、環境 基準は問題ではなく、現状の静かなあるいはきれいな状況がいかに保たれるかという観点が一番重要で すので、その観点で最後に評価書を作成する際、また事後調査をされる場合もそれが保たれていること を確認していただく必要がありますので、事業者さんには常に心にとめておいていただきたいと思いま す。

佐藤委員

取水と排水の件で、小さな橋の地点で取水し排水するという案が説明されましたが、笹子川との合流点までの距離が15mで短くてすむということがございますが、橋の下から笹子川までの間は、その上流が三面張り河川であるのに対して、下流側は細いながらも自然河川になっています。そこで今後増水するということですが、その部分に対する影響は検討されているのでしょうか。

事業者 勝間氏

橋から合流点までの間の調査については、準備書 p9-51 にT5という調査地点がありますが、こちらが橋から合流点までの間で調査しております。

佐藤委員

承知しました。

本日いただいた公害系の資料 p26-27 の中で、笹子川までの距離が短いとか、動物への影響が少ないとなっていますが、この辺の影響が少ないという根拠をお教えください。流量が増えても問題ないと判断されたと解釈できますが、いかがでしょうか。

特に水温は 20 を下回るといっておりますが、冬季も 20 となると温水が流れるということが懸念されます。

事業者 有坂氏

今回変更案を提出させていただきましたので、これを考慮した回答を後日させていただきたいと思います。なお、排水温度については、漁業組合との調整がございますので、冬季の温度を含めて回答させていただきます。

佐藤委員

説明は了解いたしました。

三面張りの所についても調査していただいておりますので、水生昆虫がいることもわかっておりますし、水生昆虫の変化は周辺にいる蝶や生物に大きな影響を与えるものですから、心配で質問させていただきました。

坂本委員

四季ごとの流量や水質を示したグラフの資料も事業者が提出された資料でしょうか。

事業者 飯村氏

こちらの資料は、計画変更前の数字で算出したものです。

坂本委員

水量が少ないということですね。

そうすると、A沢における水温水質の変化のグラフについて、A沢の実施後下流と実施前のものと比

較すると開きがあります。この結果は、変更前の計画で計算すると 2 度程度変化があるということですね。

事業者 飯村氏

この表で説明しますと、水温に関しては、冬や春で見ると2度変化があります。

坂本委員

流量が増えるとこの差が大きくなるということですね。

事業者 飯村氏

はい。新しい数字が確定しましたら、後日提出させていただきたいと思います。

片谷会長

このデータは変更前の計画ということですので、至急対応していただき、提出をお願いいたします。 次の審議会は知事意見をまとめることとなり、そこで意見が出ても知事意見に間に合わなくなりますの で、作成次第事務局に提出していただき、事務局はでき次第関連する委員に送付願います。

水生昆虫に影響が出れば他の動物にも影響が出るでしょうから、そのあたりの評価は重要だと思います。

= 非公開部分に係る質疑 =

片谷会長

では、引き続きまして審議会の意見整理表、関係市長の意見、知事意見の素案について説明をお願いいたします。

土橋副主幹

それでは、事務局から資料3の知事意見の素案を説明させていただきます。

その前に資料2の関係市長の意見をご説明いたします。

都留市の意見を見ていただくと、生活環境と周辺生態系への影響に十分配慮していただきたいということ。地域住民からの苦情に適切に対応すること。それから、放射性物質を含めて燃料の取扱いに十分注意して事業を行ってほしいというのが、都留市からの意見です。

次に大月市からの意見ですが、内容としては都留市とほぼ同じですが、準備書に記載されているとおり事後調査を実施して、住民から不信感を持たれることがないようにという意見が提出されております。

甲州市については、搬入ルートとして使用する国道 20 号の交通に影響がないように配慮することと、 悪臭や煙を発生させないように努めること。また苦情がないように事業を運営していただきたいといっ た部分が意見として提出されております。

続いて、資料4の意見整理表の見方を説明いたします。資料3と資料4を並べてみていただきたいのですが、資料3は意見の素案でありまして、資料4の方に、当該意見の元となった意見が確認できるよ

うに整理しております。

それでは、知事意見素案を説明させていただきます。

全般的事項といたしまして、1つ目の調査、予測及び評価結果の取りまとめです。これについては、9章に調査方法、10章に調査結果と予測評価結果がわけて記載されており、評価項目毎の確認がしにくいということがございまして、ここについては環境影響評価項目毎に調査予測評価結果を取りまとめて評価書を作成することという内容になっております。

次に 2 つ目、準備書に係る説明会や山梨県、技術審議会等に提出していただいた資料は、評価書の資料編の追加することを求めております。また、事業者からは質問に対する見解が示されておりますので、そういった部分も評価項目毎に整理していただいて評価書に反映していただきたいと思います。

3つ目は、類似事例及び出典の取扱いについてです。事例の引用を行う場合には、当該事例を引用する 妥当性について、対象事業との類似性等を示すことなどにより説明すること。併せて、類似事例として 用いた施設の名称についても明らかにすること。検討に用いた文献や参考資料についても、出典や引用 部分を明らかにすること。

4つ目として、環境影響の取りまとめに関する事項です。一つ目は環境影響の取りまとめということで、工事中、供用中の環境影響の取りまとめについては、現況からの変化の程度を具体的かつ分かりやすく記載すること。2つ目は環境保全措置の検討ですが、予測結果が環境基準等を下回っている場合でも、事業がより環境に配慮したものとなるように検討していただきたいということ。3つ目は環境保全に関する環境配慮方針の反映ということで、方法書段階では項目毎に環境保全に関する配慮方針が記載されているのですが、それを評価書にも反映して取りまとめていただきたいということ。それから横断的な効果の整理及び検討ということで、一つの環境保全措置が複数の環境影響評価項目に対して効果が期待できる場合がございますので、そういったものについては、保全措置毎に期待される効果を整理していただき、取りまとめていただきたい。要は環境保全措置について全体を見回してバランスを取っていただきたいということです。それから環境保全措置の位置づけですが、回避と位置付けている環境保全措置の中で実際には低減の内容ではないかというところが何点かございましたので、そういった部分について修正していただきたいということになります。

次に、関連施設の設置事業者への要請ですが、具体的には送電事業者への要請事項として、本手続きで得られた知見を関連する事業者に対して積極的に情報提供し、関連施設がより環境に配慮したものとなるように要請等により努めること。猛禽類の保全については、本手続きを通じて検討した環境保全措置等について、関連施設の設置事業者にも連携した対応を要請すること。詳細は動物の項目に記載してあります。

次に事後調査計画の策定です。事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次の事項を明らかにすることということで、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応 方針を求めております。

次に中間報告書及び完了報告書の作成時期についての基本的な考え方を次の事項を考慮して検討することということで、1 つ目は、対象事業の工事期間が約 1.5 年と短期間であることから、工事が完了した時点において中間報告書を作成すること。ただし、工事期間が延長するような場合は事前に協議していただきたいということでございます。また、完了報告書の報告時期については、緩衝緑地帯や壁面緑化等の環境保全措置の効果が確認できる期間を確保して設定していただきたいということでございます。

事後調査の調査地点については、準備書の作成に当たって設定した調査地点及び予測地点と整合性を図るとともに、工事中を含めて周辺地域からの要望がある場合には、そういった地点を追加するなど柔軟に対応することです。

7つ目は、対象事業の引き継ぎということで、当該事業が別の事業者に引き継がれることを想定したものになっております。その場合には、環境影響評価の結果及び保全措置の内容が確実に引き継がれるように、引き継ぎにかかる書類に明記する旨を評価書に記載していただきたいということでございます。

8つ目として、環境影響評価制度の適切な運用と積極的な情報提供ということで、環境影響評価結果の反映ということで本手続きを通じ、対象事業がより環境に配慮されたものとなるよう、施設計画、環境保全措置の検討を行い、評価書に反映させること。また、積極的な情報提供の実施ということで、工事中、供用中に実施する環境保全措置の実施状況、事後調査並びに環境モニタリングの結果、さらに地域住民からの申し入れに係る対応状況等については、事業者の CSR 活動の一環において積極的に公表すること。また、情報提供の実施状況については、中間報告書及び完了報告書に記載すること。

次に工事中及び供用中の問題対応ということで、対象事業の実施に伴い、苦情等の問題が発生した場合、早期に解決するための対応窓口を設置すること。主に全般的事項のうち、共通項目になります。

次に事業計画に関する事項です。

まず、準備書手続き段階において、施設の規模、配置等の内容が確定していない部分については、実現可能な複数案により事業がより環境に配慮したものとなるよう検討すること。立案した複数案については、各案の特徴(環境面における特徴を含む)を一覧表、図表等を用いて整理し、評価書に分かりやすく記載すること。煙突の高さについては複数案を用いて、大気汚染、日照阻害、風景・景観の環境影響評価項目毎に当該地域における影響の程度の違いを比較し、その結果を分かりやすく記載すること。

片谷会長

説明していただいている資料は、事前に送付していただいて目は通してあると思いますので、時間も限られていますので、要点を説明するような形でお願いいたします。

土橋副主幹

分かりました。

12番目については、ボイラーの構造について詳細に説明すること。

13番目については、チップの運搬に当たってどのルートを通過するのか、その場合に配慮が必要な施設や時間帯を整理していただくことです。この中で(2)には、搬入事業者に対する環境保全措置の徹底ということで、搬入者に対して待機場所やルート等、ロードキル対策等について説明会を定期的に開催していただきたいということです。

14 番目は事業計画を変更する場合ということで、計画の変更届を行う中で進めていただきたいということです。

続いて水利用計画ですが、供用中には地下水及び河川水を 72m3/日利用し、排水は 24m3/日が A 沢に放流されるということで、水利用計画を整理していただきたいということ。こちらは、取水計画、利用計画、排水計画を整理をしてくださいということです。本日詳しい資料が出てきましたので、こちらの資料を考慮することになると思います。

次に燃料の取扱いに関する事項ですが、燃料チップの発生起源として、街路樹や果樹剪定枝などいろいるな名前が出てきておりますので、そういったチップをどういう構成割合で考えているのかを明らかにしていただくと。その中で、補助燃料としてヤシ殻を使用するということでしたので、そういった部分も検討に加えていただきたいということ。それから、持続可能な燃料の調達ができるように事業者としても配慮していただきたいということです。

次は、燃料の受入基準を明確にしていただきたいということです。こちらについては、建設廃材といわれるような廃棄物が入り込まないような確認をしていただきたいということ。それから地元が懸念している臭気対策のための基準を明確にしていただきたいということ。また、放射線量の確認方法や基準について明らかにしていただきたいということでございます。燃料の保管方法については、先ほど受け入れてから処理するまでのフローが出ていましたが、そういった部分を整理していただきたいということでございます。その際には、保管方法について、サイロ形式と保管庫形式の両方が示されていますので、それぞれ整理して検討していただきたいと思います。

これ以降については、個別的事項になりますので、いくつか抜粋して説明させていただきます。

大気汚染については、大気汚染物質が高濃度となる気象条件の説明ということで、短期高濃度予測の際に、この地域においてどういった条件で起こるのかということを住民にわかりやすい形で説明していただきたいということです。その中で、大気汚染物質の拡散の仕方の違いや予測した気象条件となりやすい季節、発生した場合の予測値を住民の方がわかりやすくまとめていただきたいということです。

102 番は、PM2.5 に係る部分ですが、これまでの説明で事業者の実施していただいた方法では分かり難いというところがございますので、見直していただき、大月局と現地での測定結果を比較する中で再検討していただきたいということでございます。

悪臭については、事前にある程度確認ができているということと、保管施設の構造に係る意見として は全般的事項に記載してあるということで、特に意見として取り上げませんでした。

騒音については、防音対策として今回設置されるボイラーや発電施設、復水器は、それぞれ周波数の 異なる騒音が出ると思いますので、周波数特性に応じた防音材を選定して対策を講じていただきたいと いうことでございます。

空気振動については、具体的に保全目標と対応方針を示していただきたいと思います。

水質、水象、動物、水生生物共通の項目として、A 沢に対する影響の検討でございます。水利用計画とも関係するのですが、A 沢への環境保全措置の検討として、取水に伴い水切れが起きないようにすること。保全措置は複数案により検討すること。さらに A 沢のモニタリングを実施することということを入れました。

水質については、主に濁水対策を記載しております。

水象については、地下水を深さ 60m 程度の所から取水しているのですが、水の起源をヘキサダイアグラム等を使用する中で確認していただきたいということです。

続いて土壌汚染についてです。こちらは焼却灰の保管施設によっては、周辺への土壌汚染のリスクがあるということで、十分な管理をしていただきたいということと、飛散流出対策を環境保全措置として検討していただき、事後調査を実施していただくことを考えております。

続いて 200 番で、植物、生態系、景観、人触れの共通事項として、今回の説明の中で壁面緑化については、まだ未決定の部分があるということでございますが、準備書の中に建物の前に木を植栽する目隠

し植栽をすることとなっておりますが、施設稼働が20年を一つの区切りとしていることもありますので、 それに見合った成長速度がある緑化を行っていただきたいということで、意見では壁面緑化を例示して おります。

210 番は動物になりますが、猛禽類への影響ということで、事業の存在及び供用でこれには白煙の発生も含みますが、これらにより猛禽類の行動圏がどのように変わるのかということについては、事後調査でしっかり把握していただくということ。2 つ目としては、全般的事項に記載したうち、猛禽類への対策に特化したものですが、送電ルートの設定に当たっては、クマタカの 95%利用域を通過する可能性も考慮して、関連事業者に観測結果等、情報共有してくださいということになります。

昆虫とカワモズクについては割愛させていただきます。

生態系部分になりますが、緩衝緑地帯の検討になります。緩衝緑地帯の基本的な考え方を改めて明確に記載していただきたいということになります。こちらは資料を見ていく中で、緑地帯の面積や保全対象にしていると思われるカヤネズミなどが一般的に必要としている行動圏の面積に対して、残すススキの面積が不足しているといったこともございますので、全体的に見直すということや、計画地に新たにできる法面を活用していただいて、東西の連続性を残していただきたいということでございます。

景観については、全体的な見直しをしていただく中で、事業の実施による景観の変化を視距離や見込 角など具体的な指標を使って記載していただきたいということでございます。

また、白煙の発生についても考慮していただきたいということでございます。

次に 270 番の焼却灰の再利用に係る部分でございますが、再利用する場合には、製品の用途に合った 品質等が確保されるようにしていただきたいという部分と、これらが廃棄物ではないということで、経 済性等を考慮して検討して記載していただきたいということ。仮に埋戻し材などで使用する場合には、 その製品自体が土壌汚染の原因とならないよう、土壌汚染対策法に基づく含有基準や溶出基準に適合し てくださいということです。

温室効果ガスについては、本県ではエネルギーの地産地消ということもございまして、そういった施 策に当該事業も協力していただきたいということでございます。

最後になりますが、放射性物質への対応ということですが、地域住民や関係市も懸念している部分ですので、チップの受入基準や灰の排出基準、確認方法や頻度を明らかにしていただきたいということ。 それから基準を超過した場合に、どのように対応するのか。またモニタリング結果の住民への情報提供をしていただきたいということを意見として記載いたしました。

以上です。

片谷会長

ありがとうございました。

まず、全体的事項までの部分で意見いただきたいと思います。

田中委員

P2 の一番上の意見について、「回避」と「低減」の区別が明確でないということですが、現状の準備書で見ますと「回避・低減」できるとか、回避・低減からの観点等、相当たくさん使われておりますが、この事業に関わらずこの文章が定型化しております。

以前も言いましたが、回避、低減、代償といういわゆるミティゲーションヒエラルキーが環境アセスメントの骨格なのですが、非常に不幸なことながら我が国の環境アセスメントではちゃんとした議論がされてこなかったという経緯があるわけです。これを今条例アセスで回避と低減を明確にしなさいといったところで、条例又はガイドラインのどこかにそれぞれの定義が明確になっていたでしょうか。

土橋副主幹

技術指針の中で、回避、最小化、代償の3つについて定義づけております。

田中委員

優先順位も当然あるでしょうか。

土橋副主幹

はい。

田中委員

そうすると、回避は良いのですが、低減しても残る影響があるわけですから、今度は代償という議論になってくるわけです。国では、基本的事項の中で回避、低減、代償と記載してあり、法律の中では明確になっておりませんが、ガイドラインの中でミティゲーションンヒエラルキーが回避低減代償であるということがかなり明確に記載されています。そういうものが条例でどこまでを事業者に要望するのか、それがあいまいなところで回避と低減を明確に記載するというのは難しいのではないでしょうか。意見とも感想とも言えませんが、事業者さんにはできるだけ回避と低減を分けて記載していただければと思います。

片谷会長

定義は記載されていても、回避できれば理想ではあるけれども、実際には低減のレベルにとどまるというのが実態としては多いわけです。

田中委員

一部回避というのもあるわけですが、一部というのは全体から見ると低減になるわけです。そうすると言葉の定義からすると、両方同じ言葉でもいえることになるので結構難しいです。

片谷会長

完璧に使い分けるのは難しいと思いますが、田中委員が言われたように、事業者さんが同席されておりますので、区別できるところは区別する方針でやっていただきたいというのが要望事項ですので、できるだけ対応をお願いいたします。

工藤委員

P2 の 5 番の所に、関連事業者への要請ということがございます。先ほど計画変更後の資料を拝見して

いましたら、東電さんの鉄塔が敷地内にあるようですが、それが非常に高いものなのか、スケール感を 教えていただきたい。

それから、5 番(2)に猛禽類等の保全について言及がありますが、これまでそういったボリュームのある建造物のなかったところに割とボリュームのある建物ができたり鉄塔が建てられたりした場合に風力発電等でよく問題になっているバードストライクへの配慮はされるのか、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

事業者 有坂氏

計画地に設置する鉄塔は現在設計中ですので、具体的な高さはお答えできません。

片谷会長

今おっしゃったのは、この施設で発電した電気を外に送るための鉄塔ですね。

事業者 有坂氏

山側にある鉄塔は35mですので、それよりは高くならないと思いますが、詳細なお答えはできません。

片谷会長

敷地内に建てられる鉄塔の設置者は、大月バイオマスさんになるのですか。それとも東京電力さんになるのでしょうか。

事業者 有坂氏

東京電力さんになります。

片谷会長

それでは、環境配慮の責務は一義的には東京電力が背負うということですね。そこに事業者として設置事業者に対して対応を要請するということが知事意見に記載されているわけですけれども、そこはご協力いただけますか。

事業者 有坂氏

猛禽類の調査結果等も東京電力さんにお渡ししておりますので、十分に配慮した設計工事をするよう にという指示は出させていただいております。

片谷会長

他のご意見をお伺いします。

田中委員

先ほどの意見に関連して、技術指針に回避、最小化、代償の定義が記載されているということで、4)のところに、「本県技術指針の定義にそって」など、明確な指示をしていただいた方が良いと思います。

片谷会長

では、それは事務局で修正願います。他のご意見を伺います。

燃料の受入について、この審議会では議論しておりませんが、事務局から意見が出ているようですが、 現時点で調達の見通しはいつごろまでたてられるのでしょうか。

事業者 有坂氏

計画当初の剪定枝というのは、15 年 20 年と安定して出てくるものだと思いますが、今回の計画変更により未利用材、それから乾燥剪定枝、乾燥バーク等については費用の問題もありますので、費用面が解決すれば剪定枝と同様に安定した燃料になるのではないかと考えております。

片谷会長

輸送コストのことを考えれば近いエリアから調達できた方が良いわけですよね。市からの意見でなるべく県内という要請もあるわけですが、県内だけでは足りない状況でしょうか。

事業者 有坂氏

県内からの調達も現在調整しておりまして、なるべく多くの未利用材を確保したいと考えております。

片谷会長

今のは確認事項です。

福原委員

大月市から要望が出ている地域材の利用に努めてくれということと、先ほどのご説明はリンクしていると理解してよろしいでしょうか。

当初この計画が出た際には、山の活性化や地域の雇用形態を考慮し、もちろん費用面もバランスとらなければなりませんが、荒れ放題の山を活性化するのによいことだと思っていたのですが、とてもではないけれど値段が違いすぎるために山の材を使いたいと思っても使えないと。そのために周辺の関東地域から燃料を集めてこなければならないと伺ったものですから、その辺の調整がどのようになりつつあるのか興味があるわけです。

事業者 有坂氏

地域材についてもなるべく多く利用したいと林業事業者や森林組合等と協議しております。

片谷会長

これは努力目標として掲げていただくということで、これは直接アセスの審議会が意見を述べる話で もなさそうですので。もちろん森林保護の観点は必要ですけれども、調達については地元の意向も十分 考慮していただくということをお願いしたいと思います。

他にないようでしたら、項目別の事項の議論を行いたいと思います。

鈴木委員

先ほどの県内材の利用については、前回の計画では県内からはとらないという話だったと記憶しておりますが、方針が変わったのでしょうか。

事業者 有坂氏

計画地半径 50 k mの範囲から調達するということを最初から示しておりますので、県内から調達しないというお話はしていないと思います。

鈴木委員

最初は高速を利用して神奈川や埼玉から収集するのが中心と聞いたのですが。

事業者 有坂氏

地元の山の材を集めるという部分は変更になった部分です。

鈴木委員

それは変わったということでよろしいですか。

事業者 有坂氏

そうですね。

片谷会長

それでは順序は定めませんので、ご意見のある方はお願いいたします。

田中委員

この前現場に行ったときに説明いただいたのは、都市の緑地の剪定枝を集めなければ間に合わないのではないかとおっしゃっていたと思うのですが、先ほどの回答では地産地消で賄えるということです。 つまり、まだまだ色々と未知数の所があるのだなと。

私は里山の管理についても里山バンキングなどいろいろやっているので思うのですが、小型のバイオマスを普及させることによって、放置されている里山の森林から出てくる木材の新たな市場がどれだけできてくるのかということだと思います。現在進行形で進行しているので現時点でどうだという計画はなかなか言えないのかなという感想です。

私の質問は、p10 の 200 や 210 の部分の施設の緑化についてです。今日いただいた資料ですと、p26 の 157 番の所の回答というところに、植物の植栽については建物を覆うような植栽をやめ、色を塗ることによって考えるということが複数個所に記載されています。建物の周り、構造物の周りを緑化するのかしないのかというのは、アセス段階でわかっていないといけないと思うのですが、いかがでしょうか。

土橋副主幹

施設を緑化するかどうかについては、ある程度そういった部分も記載されていることが理想的だと思います。今回の準備書についても、最初は建物の前に木を植えて植栽するということと、南側の緩衝緑地帯を残すという緑化のイメージがありました。しかし計画地北側については壁面の前に木を植えるとしていますが、20年という期間では木が育って安定する前に事業が終わってしまうということもあり、即効性のある手法を考えられませんかということで、知事意見で求めております。

田中委員

その前に、事業者の回答は、建物を覆う植栽をやめると記載してありますので、その部分の整合が取れないので、現状ではどのように計画するのかと。

土橋副主幹

その部分については、今回いただいた見解ではそのように記載されておりますが、その部分についてはもう少し調整する必要があると思いますが、基本的には当初緑化をすることとしておりますので、それをベースに知事意見を検討しております。

田中委員

私の意見としては、極力先端的な緑化、即ち、壁面緑化や屋上緑化など植物植栽を伴う緑化をやっていただきたいと思います。

片谷会長

苗木を植えて待つということでは間に合わないのは当然のことですから、より即効性のある緑化の方法を検討して、採用していただくということだと思います。

建物を覆うというのは、例えば蔓を這わせるような緑化はしないという意味だと思いますが。

事業者 勝間氏

「植栽をやめる」と記載してある「やめる」のは、ここで言う目隠し植栽をやめるという意味で記載 しました。

片谷会長

要は、前に木を植えるという方法はとらずに他の緑化の方法を検討するということですか。

事業者 勝間氏

そうです。

片谷会長

そうすると、蔓みたいなものも選択肢に入るわけですね。

事業者 勝間氏

そうです。最初の案では、大きな木を植えると記載しており、それを目隠し植栽と理解されたと思いますが、それをやめるということです。

片谷会長

分かりました。いづれにしても一番有効な緑化の方法を検討していただくということを意見の中にも 入れておくことにします。

他の項目のご意見をお伺いします。

角田委員

p9 の 170 番の意見について、ヘキサダイアグラムを使って伏流水の確認をするようにありますが、 これができるのかどうか。できないのであればここに入れてもしょうがないのではないかと思います。

土橋副主幹

今回の地下水について、笹子川の伏流水なのか、山から下りてきた水なのか、はっきりさせた方が良いのではないかということで、こういった意見を作成しました。

水の起源をどうするのかという中で、ヘキサダイアグラム、イオンのばらつきによって差がつけば説明しやすいのかなということでこの意見を入れてあるのですが、本日欠席の杉山委員と議論した際には、 集水域が短いので差が出るかどうか一考しなければなりませんねというアドバイスはいただいております。ここについては、アドバイスをいただければありがたいと思います。

坂本委員

杉山委員のおっしゃる通りだと思います。この程度のサイズでは違いが出るかどうかわかりません。

片谷会長

感想としては、準備書に対する知事意見としては具体的な方法まで指摘する必要はないのではないかと思います。他県の例でもここまで具体的に書いている意見をほとんど見ることがありません。もちろん事業者と事務局との間のやり取りでそういった指導をされるのはかまいませんが、知事意見はもう少し目的とする部分を記載するのでもよいと思います。今回の意見も他の部分ではそこまで出てこないのですが、ここだけ具体的な記載になっているのが特異に感じられますのでその辺は調整をお願いいたします。

土橋副主幹

はい。

片谷会長

逆に具体的に記載したほうが良いのは、生物関係の種名などは記載してよいと思います。方法まで記載してしまうと、それをやらないと知事意見に反したということになってしまうので、あまり限定しない方が良いと思います。

高木委員

P13 の温室効果ガスの項目についてですが、山梨県で 2050 年までにエネルギーの地産地消をやろうということは良いのですが、「事業者においても本施策に貢献するよう努めること」という書き方になっているのですが、この意味が分かりません。例えば、山梨県の木材を燃焼させて発電していれば貢献という意味なのか、発電して二酸化炭素を削減した部分を山梨県のものとして提供しなければならないのか、何を求めているのかが分かりません。

土橋副主幹

これについては、施策のコンセプトというのは山梨県の発電量を自然エネルギー、クリーンエネルギーというもので置き換えていきましょうというものです。

そういった中で、具体的にどのような貢献の方法があるのかということを整理しているところもあるのですが、例えば発電した電力を山梨県に流れるようにできれば、バイオマスで発電した電力ですよということで貢献できるのかなと。そういった部分で一つの切り口として考えております。当然電力会社があり、そこから特定の業者に電力を売ることになると思いますが、企業活動に踏みこむ部分でもあるので、このような記載にしております。

高木委員

例えばグリーン電力証書というような形でこの電力を購入するということであれば、事業者にとっては大変ありがたい文章になるし、貢献するようにという文章は、そういうことを始めた際にはぜひ山梨県に売ってくれという意味で記載されているのであれば、このような表現になるのかと思います。とりあえずはそんなに細かいことが決まっているわけではなくて、今後具体化していく際には、貢献してほしいという程度のとらえ方でよいということですね。

土橋副主幹

はい。

片谷会長

事業者さんとしては、この発電所で発電した電力の行先というのは何か御計画はお持ちでしょうか。

事業者 有坂氏

未定です。

片谷会長

要は、自由化が進んで、独自に県内事業所と売買ができるようになれば、県内で地産地消的に使用することに貢献していただけると思いますが。

この意見について、アセスの温室効果ガスというのは、温室効果ガスをいかに削減するかという主旨で入っている項目ですので、この意見は削減ということには関わっておりませんので、準備書に対する

知事意見に入れることなのかなということは個人的にはあります。これは、会長としてではなく一委員としての意見ですが。これはもちろん事業者さんにこういう精神でやってくださいねとお願いする意味ではいいと思いますが、アセスの知事意見に書くことかどうかというのは若干の疑問があります。

土橋副主幹

この意見については、関係課を含めて調整させていただきます。

工藤委員

今日配布していただいた公害系の資料で、これまで質問していた部分を非常によく対応していただいたと思うのですが、色々と対応していただいたので、どこを改善したのか簡単にご説明いただけますか。 質問に対してどう対応したのかというところを説明していただけますか。

事業者 飯村氏

大まかな説明ですが、こちらから提出させていただいた意見整理表の一番右欄に添付資料のリンク付をしております。今質問のありました細かい内容について、公害系の資料を大まかに説明させていただきたいと思います。

最初の意見は、危険気象時、逆転層発生時など詳細な意味が分からないということでしたので、その条件をどのように選定したのかという部分を詳細に記載しました。また公 - 3 に表を追加し、「危険気象時」という言葉はアセスで一般的に使用される「不安定時」という言葉に修正したうえで、それぞれ図示するとともに、92 パターンのいろいろなパターンを試した結果選定したということがわかるように記載させていただきました。

公 - 4 ページになりますが、近くの集落における影響を明らかにすることということで、対岸の集落における不安定時、ダウンウォッシュ時、逆転層発生時において、濃度が高いときの条件とその時の濃度を煙突高ごとに記載しております。

公 - 8 ページは、煙流試験で用いた機材の仕様を示しました。

公 - 9ページは PM2.5 の考え方を整理して書き換えました。

片谷会長

評価書には、この内容が反映されるということでよろしいですか。

事業者 飯村氏

はい。委員から指摘いただいた内容については、評価書に反映させる予定です。

工藤委員

よく検討していただき、分かりやすくなったとおもいますが、2,3質問させてください。

公 - 3 ページの表 1-1-1 に図で予測条件が記載され、定義も記載されておりますが、上層逆転層発生時について、左側にあるグレーの部分は気温のプロファイルを表しているものと解釈してよろしいでしょうか。

事業者 飯村氏

はい。

工藤委員

そうすると、下の方が逆転層になっていて、上層の逆転層ではないと見えるのですが。これはおそらく風が強いので有効煙突高の所が逆転層のトップになっていて、そうすると説明と矛盾してしまうと思うのですけれども。この図の意味がよくわかりません。

片谷会長

これは、温度目盛りの方向が逆ですね。

事業者 飯村氏

それぞれの図の出典を確認するとともに、温度目盛りを修正したものと後日提出させていただきます。

片谷会長

このように、ふたがされる場合は、有効煙突高の少し上の部分に逆転層があって、そこから上にいかないときにおこる事象ですので、温度プロファイルの記載方法がどこかおかしいと思います。確認して修正をお願いします。

工藤委員

上層逆転層発生時という、発生時という言葉が気になるのですが、おそらくあのような地形ですと、 夜間の接地逆転層が、太陽が上がってくることにより下の方からだんだん不安定になってかきまぜられ て上に逆転層が残るというイメージだと思います。そういったケースが間々あるのではないかと思われ るので、このあたりの実際の現象をバックグランドとして意識したうえで、定義や説明をしていただけ れば一般の方にもわかりやすいのではないかと思います。

もう 1 点、92 パターンについて気象条件の組み合わせにより計算していただいているのですが、公 - 5 ページの表で見ますと、ダウンウォッシュ時の条件が大気安定度 D で風速 11.1m/s になっていますが、92 パターンの中に 8m/s 以上の風速がないのでどうして 11.1m/s にしたのかというご説明をお願いいたします。

事業者 飯村氏

ダウンウォッシュ時については、公-2 ページに説明しておりますが、同ページで不安定時、ダウンウォッシュ時、上層逆転層発生時の選び方を示しております。ダウンウォッシュ時に関しては、92 パターンではなく、煙突の吐出速度が 22.2m/s の半分で大気安定度 D の時の予測を行いました。

工藤委員

それでしたら、その部分はわかりやすいように記載していただければと思います。

ダウンウォッシュ時については、92 パターンではなく、同現象が起こるような条件で計算したと記載 していただければと思います。

公 - 5 ページに煙突高 35mの結果が記載されておりますが、塩化水素の値が結構大きいなと感じます。一番下の欄では、予測濃度が環境基準に近い値になっていて、気になるところかなと思います。通常と違って、発生源から遠いところが高濃度になっているという点で、高層気象観測を行わずに予測を行ったということもありますし、平地ではなくて地形も複雑ですので、関係市長が心配していたように予測の不確実性はあると思いますので、そのあたりは事後調査でフォローできるようにしてください。

事業者 飯村氏

事後調査で項目として監視し、調査結果として報告できるようにしたいと思います。

石井委員

先ほどフォトモンタージュを作成しなおしてきたという話をした際に、知事意見では見込角などを求めていますが、建物だけのことだと思いますので、どのように電線が出てくるのか入れておいていただきたいと思います。

知事意見には、建物関係はこのままでよいですが、電線の様子まで付け加えてくださいということを。 おそらく認識する際には、電線のラインを含めて一つの塊として認識すると思いますので、そういうこ とに関してコメントしていただきたいと思います。

また、こちらは知事意見に記載するまでのことではないと思いますが、できれば搬入用のトラックを モンタージュの中に入れておいていただきたい。

片谷会長

稼働中を想定したモンタージュを作成していただくには、施設の前にトラックが停車しているような 図もあると良いのではないかというのが、意見の主旨だと思いますので、これから作成されるモンター ジュがあるようですので、ご検討ください。

佐藤委員

先ほど施設の緑化で言うべきだったのですが、p10 に知事意見がございますが、目隠し植栽をやめるということがあります。意見整理表の p37 を見ていただくとわかると思いますが、私は鳥類保護の観点から意見を述べておりまして、巨大な建物が一度に出現すると鳥に対する影響は大きいので植栽をしていただきたいと。それに対して、意見の素案は回答になっていないと思います。

そこで、事務局と事業者の両方に確認したいのですが、確かに計画変更後の配置図を見ると植栽する 余地がありません。ブロックと建物の間が狭くて植えられないのではないか。そこで事務局には、植え られないことが原因でこのような知事意見にしたのかということをお聞きしたい。それから植栽ではな く、壁面の緑化や色彩を考慮することの方が、鳥類への影響を少なくできるのかという根拠を事業者に お聞きしたいと思います。

土橋副主幹

事務局としては、植栽スペースがないから植栽を求めないということではありません。

緑化を早急に行う必要があるという観点から、木が大きくなるのを待つということは、事業のスピードを考慮するとタイミング的に合わないのではないかということで、早期に緑化できる手法を考えていただきたいということです。壁面緑化に限定するわけではありませんですが、速度が期待できる種で緑化するべきではないかということで、このような記載にしました。

佐藤委員

私は、鳥類の観点から意見を述べたのであって、できるとかできないとかという回答を求めたのではないのですが、20年という期間はなんですか。20年でこの会社は閉鎖するのですか。

土橋副主幹

閉鎖するのではなく、20 年というのは固定買取価格制度がございますので、そういったことから、一 定期間内、なるべく早く緑化する手法としてこのような記載にしたところです。

佐藤委員

普通に考えれば、両方併用すればよいのではないでしょうか。成長の早い植物を植えつつ、壁面の緑化、蔓を這わせるとか色を塗るとかすればよく、植栽をしない理由にはならないですね。植栽をしない理由は、この図面を見ると緑地幅が狭く木を植えられないからやらないのではないかと考えたわけですけれども、いかがですか。

土橋副主幹

スペースがないからできないだろうということで書いたわけではありません。

それから事務局としては、早期に緑化が可能な手法についても検討することという形で記載しております。

坂本委員

混乱するのは、この意見が植物、生態系、景観、人触れとして併せて記載されているためで、景観であれば景観の所に記載したほうが良いのではないでしょうか。先ほど話のあった 210 番の対象事業の存在及び供用で、存在が動物の行動圏の変化に及ぼす影響に含まれると思います。ですから、200 番をまとめて記載したから佐藤委員のご指摘のような問題があるので、それはそれで動物の所でもう少し対象事業の存在の所で具体的に記載するようにすれば、今の懸念が払しょくされるようになるのではないでしょうか。

土橋副主幹

先ほどの意見の分野に、動物が抜けていましたので、この部分に動物を付け加えるか、若しくは項目毎に散らして記載するかということで検討させていただきたいと思います。

片谷会長

景観だけを考慮した場合と、動物への影響を考慮した場合では、とるべき手法が変わってくるだろうと思いますから、それを反映できるような知事意見にしていただいて、事業者側でも、景観的な面と、樹木があれば鳥が寄ってくるなど、動物への良い影響も期待できるという面もありますので、もう一度検討していただくようにお願いいたします。

知事意見にどのように入れるかは事務局で宿題として検討してください。

田中委員

佐藤委員のご発言で、私は誤解していたのかもしれませんが、そもそもこの書き方が「緑化」「植栽」というところで、木本であるか草本であるかは関係ないわけです。だけどこの意見のニュアンスから見ると、草本類の成長の早い植物での緑化ぐらいしかやらずに、樹木は植えないというように見えてしまうということです。

壁面緑化といっても木本類のつる植物などは普通にたくさん使いますし、草本類なのか木本類なのかということも含めて、もう少し正確に記載しないと誤解が生まれてしまうということだと思います。

片谷会長

では、そこは事務局で修正、変更を検討して下さい。

早見委員

220 番の所で、照明に関する記載がありますが、どのような議論があったのでしょうか。また、事業者にはどのようなことを検討しているのか聞きたいと思います。

片谷会長

こちらは事務局の指摘事項ですが、どこかのセクションから意見が出たのでしょうか。

土橋副主幹

これについては、本事業に対する意見としてはありませんでしたが、リニア中央新幹線の審議の際に 照明に関する意見がありましたので、他事業とのバランスを取るといった面もあるので、表現は多少変 えてありますが、このような意見を入れさせていただきました。

片谷会長

事業者さんは、照明についてはなにか具体的な計画をお持ちでしょうか。

事業者 有坂氏

まだ具体的ではないので、これから検討していきたいと思います。

片谷会長

ということは 24 時間操業であれば、当然夜間には照明がついた状態が続くということですよね。それ を考慮した意見ということですが、早見委員何か意見があればどうぞ。

早見委員

たぶん、民家近くの街灯とか、高速道路のナトリウム灯程度ではないという予測のもとに意見を述べるのですが、夜間もダンプが出入りする施設だとすれば、投光器クラスのでかい照明が使われるのではないかということで、近くには猛禽類が生息していたり、調査の中ではこのエリア内にムササビの糞などが確認されたりしていますので、野生動物がかなり豊富に生活圏としていることを考えると、あの地域自体が民家の数も多くない中で、慢性的に強い照明がないという状況の中で、色々な動物が生息できているのかなと思っています。ですので、24 時間音も含めて光も存在するという中で、暗闇が奪われるということが想定されます。そうすると光環境を適切にして、特に外への光漏れや強い刺激の光を抑えるような計画にしていただかないと、昆虫だけにとどまらず、他の野生動物全般について、生活圏を奪うようになってしまう可能性があります。アセスの中に光という項目がないのですが。

片谷会長

自治体によっては光害という項目をおいているところはあります。

早見委員

今までの施設では、あまり夜間問題になるようなところがなかったので特に指摘もありませんでしたが、ここではもともと暗い環境の中に 24 時間操業の施設が入ることとなると、その辺の照明は必要最低限にしていただく配慮が必要なのかなと思いますので、他の動物を含めて記載していただければと思います。

片谷会長

これは昆虫だけになっておりますが、動物の項目にして、昆虫類の走行性を考慮しただけではなく、 過度な照明による動物への影響を防ぐような照明の計画を立てなさいというような主旨の意見にすれば よいと思います。早見委員のご指摘に沿うような文言を検討いただければと思います。

事業者さんも、まぶしいほど明るいような状況を考えられていることはないと思いますが、節電の意味でもないと思いますが。

事業者 有坂氏

夜間の燃料の受入は行いませんし、時間帯についても地元住民、大月市と協定を結びますのでその間以外の搬入は行いません。おっしゃるとおり、必要最小限の照明しか使わないと思いますので、街灯程度だと思います。

片谷会長

事業者さんの姿勢としては承りました。知事意見としては、そのような過剰な照明を防ぐ主旨の意見 を入れておきましょう。

福原委員

先ほど少しお伺いしたことに関連しますが、具体的には事業者に提出していただいた公-20 ページに、 以前お願いしたデータが掲載されているのですが、これは環境基準や規制基準などに基づくデータで等 価騒音レベルとL5で1日がどのようになっているのかを示していると思います。

そのような中で、例えば騒音レベルを見たときに、最も騒音が小さくなるのが等価騒音レベルで 46 デシベル位で、午前 3 時から 5 時くらいの間なっているわけです。規制基準についてもそれから数デシベル大きいところにあるのですが、このようなときに、L 90 とか L 95 が暗騒音といっても、小さい音はこれよりももっと小さいところにあるのだと思います。24 時間操業した際に、ここには載っていないような、L 95 という音になると、操業すると全体が引き上げられてくると。そしてこれは休日と平日の測定をしておりますが、そういう環境の前に、夏場では多くの民家の方が窓を開けて生活している可能性があると思います。その前に予測結果で見ると、公-15 ページで、最寄民家で現況値が 52 デシベルになっていて、それに対して予測値が 55 デシベルになっています。この 52 デシベルというのは、最も小さい時間帯のことを言っているのではなくて、夜間の騒音を平均した代表値をさしているわけですので、実際の値よりも上側にきているわけです。実質的にはこういう時間帯はもっと低いわけですが、ベースになっている音が上がってくるということがこの地域の環境として望ましいのかということになってきますので、より音に配慮した設備設計をしていかないと後になってクレームが出てくるのではないかという気がしてなりません。

片谷会長

それは知事意見のどこに反映させるという意見でしょうか。

福原委員

それで、知事意見ではすべてをまとめて、騒音空気振動という部分は出ていないわけです。

坂本委員

全般的事項の 4 番、環境保全措置の基本的な考え方の所で、事業がより環境に配慮したものと記載しているのですが、それでは少し弱いということでしょうか。

福原委員

部分としては、そこしかありませんので、もっとしっかり書いた方が良いのではないかということです。

片谷会長

先ほど話に出た、もともと清浄であり静寂である地域ですから、その現状が保たれるような保全措置 を考える、実施するということを、4番の意見の表現を強めて、具体的に記載するということでしょうか。

福原委員

そのための一つの例として具体的に関連付けてみなさんにもご理解いただきたいと思って意見を申し上げたところでございます。

片谷会長

事業者さんもこの場所で何十年と事業を進めていく中で、住民の方々とトラブルは起こしたくないでしょうから、意識はされていると思いますが、念を押す意味で知事意見の中に 4 番の中に表現を書き加えてはいかがでしょうか。

高木委員

あるいは、p8 の 121 の意見では、周波数特性を考慮した防音対策の検討というところがありますが、ここに季節、時間帯も考慮に入れたということと、より良い環境を守るためにという内容を入れれば、福原委員の意見に対しては良いのではないかと思います。

片谷会長

121 の意見の中に、季節や時間変動を考慮した検討を入れるということですね。

坂本委員

全般的な事項で大きく記載しておいて、個別項目の騒音なら騒音の所で記載するということでいかがでしょうか。

片谷会長

両方に記載しても問題はないと思いますので、高木委員のご提案を採用させていただき、121 の中に、 季節変動や時間変動を十分考慮した対策という表現を追加することにしましょう。そうすれば、福原委 員のご懸念が反映されると思います。

田中委員

目隠し植栽というのは、川側の植栽のことを言っていて、緩衝緑地帯というのは、山側のことを言っているのですね。これは何か定義があるのですか。これも使い分けされてしまうような気がしますので、正確にどこの話をしているのか示す必要があると思います。

それから緩衝緑地帯については、幅を考えるようにと記載してあるのですが、目隠し植栽には記載されておりません。緑地の幅は、生態系保全、景観保全の観点から、双方の緑地帯ともある程度以上は必要です。

いづれにしても「周辺」の緑地は 25m程度緑地帯を確保することとか、そういう表現をすればよいのではないでしょうか。そうでなければ 1mでも緑地帯といえるのかもしれませんし。このままでは先ほどの図面では、2.5m 程度ではないかとか。もっとセットバックすれば、目隠し植栽といわれている方もいくらでも緑地は増やせるのではないかと思います。本日説明いただいた内容により建物敷地面積は基本的に少なくなるということですので、周囲の緩衝緑地帯は「最低でも何 m 確保すること」のような具体的な記載できないのでしょうか。

片谷会長

今提出されている図面を見る限り、少なくとも 10m 単位の緑地帯を確保できる余地は全くないですよね。 2.5m よりもっと狭いところもあると思います。

まず、目隠し植栽と緩衝緑地帯の定義は不明確ですので、簡単に言えば谷側の植栽、山側の植栽ですので、知事意見の上ではそれが明確になるような表現にしていただければよいと思います。

幅については、数字で何 m 以上とりなさいというのはおそらくこの図面が出てきている状況で難しいので、知事意見の上では十分な緑地を確保するように、最大限検討しなさいというような主旨にしておいて、残りは事業者とのやり取りで最後は詰めていただくことにします。

事業者さんも本日提出していただいた図面が最終ではないと思いますので、これから設計が煮詰まってくると配置の検討もあると思いますので、その中でできるだけ緑地を沢山残して、そこには建物を覆う植栽も当然必要ですが、先ほど佐藤委員が指摘した動物への影響も配慮した植栽という要素も含まれるような記述にしていただくということで、事務局で整理してください。

だいたいご意見も出尽くしたところだと思います。この後の進め方ですが、最初に説明がありましたように、知事意見の最終確認です。ですので次回より前に最終案を各委員に配布していただき、最終案を確認したうえで次回ご指摘いただきたいと思います。特に次回出席することができない委員の方におかれましては、できる限り事前に事務局あてに意見を言っていただくようにお願いいたします。

また、本日言い忘れたこと、後で気づかれたことがありましたら、一週間以内ということでお願いいたします。

8月下旬に最終案が送付されると思いますので、それをご覧いただいた上で次回お願いするということです。

それでは、この議題については以上で終了させていただきます。

議題2

片谷会長

その他というのは、何かございますか。

土橋副主幹

特にございません。

4 閉会

進行 河西課長補佐

片谷会長、ありがとうございました。これをもちまして、環境影響評価等技術審議会を終了いたします。 長時間の御審議、ありがとうございました。